

入札説明書

宮崎県が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 1 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 3 年 1 月 1 8 日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 災害対策本部用機器 一式
- (2) 借入物品の仕様 別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 3 年 2 月 2 8 日
- (4) 契約期間 令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで (6 0 月)
- (5) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (6) 入札方法 (1) の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 1 7 年宮崎県条例第 8 1 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の (4) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。））、データエントリー及びその他のものであること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- キ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年告示第 93 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ク 宮崎県内に本店又は支店（営業所含む）を有する者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1) イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を別紙様式 1 により令和 3 年 1 月 27 日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 上記 (2) の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について

ア 提出場所

宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

郵便番号 880-8501 電話番号 0985-26-7928

イ 提出期限

令和 3 年 1 月 27 日 午後 5 時

（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）

ウ 提出方法

持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る）

エ 事前審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合がある。

審査期間 令和 3 年 1 月 27 日から令和 3 年 1 月 29 日まで

オ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、または修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この通知は審査終了後、入札日までの間に通知する。

5 契約事項を示す場所及び期間

(1) 場所

宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号880-8501 電話番号0985-26-7928

(2) 期間

令和3年1月18日から令和8年2月28日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所

宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当

(2) 期間

令和3年1月18日から令和3年1月29日まで
(土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

- ア 提出期限 令和3年1月27日 午後5時
- イ 提出先 宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当
- ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

(アドレス: kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp)

(2) 回答

質問に対する回答は、下記のとおり行う。

- ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当

(2) 提出期限

令和3年1月29日 午後5時

(3) 提出方法

別紙様式2による入札書を、持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限

る。)により提出すること。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『2月1日開封「災害対策本部用機器」の入札書在中』と朱書きしなければならない。なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『1月2日開封「災害対策本部用機器」の入札書在中』と朱書きしなければならない。また、この場合についても上記（2）の提出期限を必着とする。

イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

宮崎県防災庁舎4階46号

(2) 日時

令和3年2月1日 10時30分

(3) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、競争入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

(5) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、開札の執行を延期又は取り消す。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

1.3 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号

郵便番号880-8501 電話番号0985-26-7928

災害対策本部用機器 仕様書

宮崎県危機管理局消防保安課

1 使用目的

本仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）のパーソナルコンピュータ、周辺機器及びソフトウェア（以下「物品」という。）の導入について、必要な仕様を定める。

各種防災情報を受信するために24時間365日稼働する。各機器の選定並びに保守体制については、このことに十分留意すること。

2 契約の範囲

本契約の範囲は、物品の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び甲に対する諸手続を含むものとする。

本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、請負者（以下「乙」という。）において充足するものとする。

3 設置台数

ノート4台

4 設置場所

宮崎県防災庁舎 3階危機管理局

5 機器仕様

(1)型式	A4判ノートタイプ	
(2)プロセッサ	Intel Core i5 10210U (1.6GHz/6MB) 相当以上	
(3)チップセット	インテル® B360チップセット相当以上	
(4)メインメモリ	8GB以上	
(5)補助記憶装置		
	①ストレージ	SSD:256GB (Serial ATA) 以上、本体搭載型
	②DVDドライブ	DVDスーパーマルチドライブ、装置は本体搭載型又は外付け型。 CPRMに対応していること。 (外付け型を選択する場合は、接続インターフェイスをUSB2.0以上とし、本体と同じ台数分準備すること。)
(6)表示機能		
	①ディスプレイ	15.6型ワイド液晶、Webカメラ付(顔認証対応)/マイク
	②解像度	HD以上(1,677万色以上同時表示可能なこと。)
(7)入力装置		
	①ポインティングデバイス	光センサーマウス(スクロール機能付き)
	②キーボード	JIS標準配列準拠(テンキー付き)
(8)電源	AC100V±10%、50/60Hz	
(9)バッテリー駆動時間	リチウムイオン式、内蔵型、2.4時間以上	
(10)外部インターフェイス		
	①USB	USB 2.0以上×3個以上(うち1個以上はUSB 3.0対応) 増設のUSBも可とする。
	②ディスプレイ	HDMI×1以上
	③マイク入力端子、ヘッドホン出力端子	φ3.5mmステレオ・ミニジャック
(11)ネットワーク	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T自動認識、内蔵無線LAN機能内蔵IEEE 802.11a/b/g/n/ac対応 LANケーブル(CAT5e)3m(白色)	
(12)OS	Windows10 Pro 64ビット(日本語版)	
(13)添付ソフト	Microsoft Office Home & Business 2019 ウィルス対策ソフト カスペルスキー(5年分)	
(14)動作保証	5年間の翌営業日出張修理を行うこと 障害時には、直ちに復旧可能な体制をとり、1日(24時間)以内に復旧を行うこと。	
(15)環境配慮事項	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号、通称『グリーン購入法』)適合品であること。	
(16)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷時の状態及びカスタマイズ(詳細は別途指示する)後の状態まで自動的にインストールされる再セットアップメディアを添付すること ・ウィルス対策ソフト カスペルスキーのインストール・初期設定作業を行うこと ・その他、発注者の指示するソフトについて、開発業者と協議の上インストール・初期設定作業を行うこと。 	

6 補償及び保守

乙は、納入した全ての物品を常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとるとともに、納入した物品の稼働環境を確保するため、保守要員を甲の要請後概ね半日以内には現地に到着できる保守体制を確保すること。

乙は、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、物品の故障に対し修理を行うこと。また、故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を甲に対して無償で使用できるよう措置するものとする。

※ 故障には物品が火災、盗難、破裂・爆発、破損（過失による落下や飲食物等の液体をこぼしたことに起因する破損等を含む。）、落雷、台風・豪雨等による洪水により使用不能となった場合を含む（リース等による総合動産保険での補償を可とするが、補償金額が少ない場合は乙の責任において補償すること。）。

※ 故障修理は原則、現地で行うこと。ただし、物品を持ち帰り、故障修理を行う場合は、代替機を貸し出すこと。

※ 乙がメーカーに対して修理を依頼する場合は、ハードディスク内にデータを残さないよう十分注意すること。また、修理後はハードディスク内のデータを修理前の状態に復元すること。

7 その他

- 1 物品の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、物品の部品等の供給を担保すること。
- 2 契約満了に伴う物品の返還については、乙が物品の設置場所に出向いて回収すること。
また、物品の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。
- 3 物品については、リース満了後、全部又は一部について再リースを行う場合がある。